

○ 銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件

(平成十四年金融庁告示第三十四号)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第二條第二項の規定の適用については、同項中「規定する者」とあるのは「規定する者（特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号において同じ。）を含む。第七條第二項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等（特定承継会社等を含む。第七條第二項第二号において同じ。）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>